

奈良工業高等専門学校における安全保障輸出管理の取扱要領

令和4年9月8日

校長 裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第120号。以下「輸出管理規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理実施要領に基づき、輸出管理の取扱いについて必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図るものとする。

2 この要領における用語の定義は、輸出管理規則の定めるところによる。

(管理責任者等の指名)

第2条 輸出管理規則第8条に定める管理責任者は、校長補佐（研究推進担当）とする。

2 管理責任者を補佐する者として、副管理責任者を置き、教務主事をもって充てる。

3 管理責任者等は、各学科主任の協力を得て取引審査の手続きの要否を確認することとする。

(学校等輸出管理委員会)

第3条 輸出管理規則第10条に定める学校等輸出管理委員会は、次の各号に定める委員をもって構成し、委員長は学校等統括責任者とする。

- 一 学校等統括責任者
- 二 管理責任者
- 三 副管理責任者
- 四 校長補佐（グローバル教育担当）
- 五 各学科主任
- 六 事務部長
- 七 総務課長
- 八 学生課長
- 九 その他委員長が必要と認めた者

(事務)

第4条 安全保障輸出管理に関する事務は、次の各号に定める部署において処理する。

- 一 総括及び許可申請に関すること 総務課企画・研究協力係
- 二 学生に対する特定類型該当者の確認 学生課図書・国際交流係、教務係もしくは入試係
- 三 教職員に対する特定類型該当者の確認 総務課人事係

2 事前確認に関することについては、管理責任者及び副管理責任者の協力のもと、総務課企画・研究協力係と関係部署が行う。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和4年9月8日制定)

この要領は、令和4年9月8日から施行し、令和4年8月1日から適用する。